

2018年度 政策・制度要請 埼玉県回答(9分野 20項目)

回答評価 ○：前進 △：一部前進 ×：前進せず 今後の方向性 A：完了 B：継続・再検討 C：断念

- A：完結
- B：前進はしているものの今後引き続き新たな要素等をふまえ再要請を検討。
- △-B：一部の前進は見られるものの引き続き施策の進捗状況を見極めつつ再要請。
- △-C：一定の前進があると判断するが現状では実現性が乏しい。
- ×-B：新たな視点と切り口から再検討が必要。
- ×-C：現状では無理と判断。

○-A：3項目 ○-B：4項目 △-B：6項目 △-C：2項目 ×-B：4項目 ×-C：0項目

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>I. 総合経済・産業政策</p> <p>1. 働き方改革を促進するため、働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業を認定する制度を創設すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>第196回通常国会において働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立した。企業は、働く人の就業機会の拡大、職業生活の充実や労働生産性の向上を促進し、働く人の意欲や能力を最大限に発揮できるように働き方改革を推進していかなければならない。</p> <p>埼玉県は、働きやすい職場環境づくり、新たな取</p>	<p>産業労働部ウーマノミクス課・雇用労働課・シニア活躍推進課</p> <p>県では、男女がともにいきいきと働き続けられる職場環境づくりのため、フレックスタイムや短時間勤務制度など、仕事と育児・介護の両立に積極的に取り組む「多様な働き方実践企業」をこれまでに2,745社認定しており、平成31年度末の累計3,000社を目標に、制度の更なる普及や企業の支援に取り組んでまいります。</p> <p>また、シニアの活躍の場の拡大のため、「シニア活躍推進宣言企業」の認定を行っており、さらに定年を廃止又は定年を70歳以上に引き上げている場合には、「生涯現役実践企業（三つ星企業）」としてワンランク上に位置付けて認定しています。来年度からは、希望者全員の継続雇用の上限年齢を75歳以上に引き上げている企</p>	<p>○-A</p> <p>本要請は、担当部・課に十分に理解を得たものと考え、今後の検討状況を定期的に確認していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>り組みを進める意欲ある企業の認定制度として、「経営革新計画承認制度」「多様な働き方実践企業認定制度」「シニア活躍推進宣言企業認定制度」を設け、がんばる企業を応援している。</p> <p>他方、熊本県では、働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業を「ブライト企業」として認定し、その優れた取り組みを広く周知することにより、県全体の労働環境や処遇の向上をはかるとともに、県内企業の労働力確保や若者の県内就職を促進している。</p> <p>埼玉県においても、熊本県の「ブライト企業促進事業」のような、従業員とその家族の満足度、地域雇用や地域社会・地域経済への貢献、安定した経営を行っている優良な企業を認定する制度を創設し、働き方改革を促進することが必要である。</p> <p>II. 雇用労働政策</p> <p>1. 国、学校、特に労使団体等との連携を強化し、私学を含むすべての高校生が労働法等をつうじて、働く者の権利と義務、ワークルール、税や社会保険の仕組みに関する基本的な知識を学ぶ機会を拡充すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>若者の労働問題の発生や早期離職を食い止めるために、学生、若者が就職する前やアルバイトをする際に、働く者の権利と義務、ワークルール、社会保険の仕組み等に関する基礎的な知識を身につけておくことは極めて重要である。県内すべての高校</p>	<p>業も対象に追加して「働く年齢」の更なる拡大にも取り組んでまいります。</p> <p>今年度は、働き方改革関連法の成立と併せて、企業の実情に応じた働き方改革を宣言してもらおう「ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業」の認定も行いました。</p> <p>ご指摘の「熊本県ブライト企業推進事業」は、業種平均を下回る離職率などの応募資格に基づき、熊本県が審査し、働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業を認定する制度で、企業経営者における従業員の労働環境や処遇の向上に対する意識改革を推進するだけでなく、求職者が企業を選ぶ際の重要な手がかりにもなっていると聞いています。</p> <p>今後も、他の都道府県における同様の制度を研究し、現行の認定制度を見直すなどより良い職場環境づくり推進のための効果的な方法を検討していきます。</p> <p>産業労働部雇用労働課</p> <p>県では、若者の労働問題に対応するため、埼玉労働局や埼玉弁護士会、埼玉県社会保険労務士会等の関係機関、連合埼玉にも参加いただき埼玉県若者労働連携会議を開催し、意見交換を行っています。</p> <p>また、高校や専修各種学校、大学等で労働法の基礎知識を伝える「出前労働講座」を開催し、私立高校からの依頼にも対応しています。</p> <p>さらに、労働に関する基本的知識や話題などをツイッターやフェイスブックで発信することで、労働に関する情報提供に努めています。</p>	<p>×－B</p> <p>私学に向けた取り組みが、資料の配布に留まっていること、高校教育の場では現状以上の対応が困難であること、の2点を確認した。</p> <p>若年層への教育機会の提供は重要であり、取組みを推進す</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>生が労働法等の学習をつうじて上記内容を学べるよう、十分な時間を確保し、学習内容を充実させる必要がある。</p> <p>2. 働き方改革におけるパワーハラスメント防止対策強化の一環として、官民間わず問題となっている、顧客・取引先による暴力・暴言や一般常識を超えた不当な要求行為等といった悪質クレームの防止・撲滅にむけ関連部門の連携による啓発活動</p>	<p>総務部 学事課</p> <p>厚生労働省が作成した「授業において労働法等の扱いを促進するために教員向けの授業事例集」を全私立高等学校へ配付し、生徒の理解を深めるための支援を行っております。</p> <p>また、県産業労働部雇用労働課が作成した「若者向け労働基本小冊子」を全私立高等校の最高学年の生徒全員に配付し、働くときのルールや相談窓口等についても生徒が活用できるよう支援しております。</p> <p>今後とも、私立高校につきましても、生徒が労働に関する法や制度について関心を持って学習できるよう支援してまいります。</p> <p>教育局高校教育指導課</p> <p>高校を卒業する生徒にとって、労働基準法や労働に関する基本的な制度、税や社会保険の仕組みを学ぶことは、重要であると考えております。</p> <p>県立高等学校では、このような内容を公民科の現代社会や政治経済の授業で学ぶとともに、家庭科の授業においても、税や社会保障の仕組みを取り上げるなど、様々な場面で取り組んでいるところでございます。</p> <p>また、外部講師を活用した労働、税や社会保障に関する講演会や出前講座を実施したり、労働問題などを相談できる窓口の利用などについて学習している学校もございます。</p> <p>今後とも、関係部局と連携して、このような取組を進めてまいります。</p> <p>県民生活部消費生活課</p> <p>店の従業員に非常識な要求をしたり、高圧的な態度で接したりする消費者の悪質クレームが問題となっています。</p> <p>場合によってはクレームがエスカレートして、従業員の安全な就労環境を脅かすような悪質や要求や態度に変わることもありま</p>	<p>る必要はあるが、この要請内容では進展は望めないと判断する。</p> <p>△－B</p> <p>セミナーの開催など事業者向けの取り組みについては一定の評価ができる。一</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>と市民教育を実施すること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>顧客・取引先からの苦情については適切に対処される必要があるものの、人格を否定する暴言や同じ内容を何回も繰り返すクレーム、長時間拘束や土下座による謝罪の要求、威嚇・居座りなど、明らかに一般常識を超えた、いわゆる悪質クレーム（迷惑行為）が深刻な問題になっている。このような悪質なクレームは働くものに大きなストレスを与え、販売機会等のロスや、サービスの質の低下、その対応のためのコスト増により生産性の低下を招く。</p> <p>こうした著しい迷惑行為については、事業主が労働者の安全に配慮するため何かしらの対応が必要であるが、事業主から顧客・取引先への直接的な措置を講じることは難しいため、その防止と撲滅のためには関連部門が連携した啓発活動や、倫理的な行動をもとめる市民教育の実施が必要である。</p>	<p>す。</p> <p>それは決して許されるものではなく、消費者は冷静にクレームを伝える必要があります。</p> <p>一方、商品やサービスの購入におきまして不都合があった場合、消費者が交換や取消などを求めることは正当な権利として認められています。</p> <p>県では、従業員と消費者がお互いの立場を尊重できるような自立した消費者の育成が重要と考えています。</p> <p>県民の方には消費生活講座や「彩の国くらしレポート」などの広報紙により、消費者トラブル事例とその対策について情報提供を行っています。</p> <p>また、小中高の児童や生徒に対する消費者教育の充実を図るため、教職員を対象としたセミナーを実施しています。</p> <p>引き続き、県では消費者が自ら進んで消費生活に関する知識を修得し、適切な行動がとれるよう消費者教育を充実していきます。</p> <p>産業労働部雇用労働課</p> <p>パワハラ・セクハラなど組織内のハラスメントについては、ハラスメント防止をテーマとした労働セミナーの開催や県HPによるPRにより事業者向けに対策の周知を行っています。</p> <p>顧客・取引先による悪質クレームは、ハラスメントのひとつと考えられますが、その発生原因が組織外であり、相手方が顧客や取引先であることが対策を困難にしていると考えられます。</p> <p>対策としては、悪質クレームに対する事業者の対応が重要ですが、具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①悪質クレーム対応を従業員任せにせず組織的対応を徹底すること ②対応のマニュアルを作成し、組織内で周知すること ③従業員向けのクレーム対応研修を実施することがポイントであると考えています。 	<p>方、消費者教育については、消費者トラブル対策に留まっておらず進展がない。今後再要請を検討する</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>Ⅲ. 福祉・社会保障政策</p> <p>1. 認知症の方を受け入れ、支える体制をつくるため、警察が中心となり、警察からの認知症の方の行方不明情報をもとに消防・学校・タクシー会社・コンビニや商店などが地域社会全体で情報伝達をおこない、認知症の方が行方不明になったときの連携ネットワークを構築すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>警察庁が発表した資料によると、2016年中に認知症が原因で行方不明になったとして家族から届け出があった人数は、15,432人にのぼる。警察が届け出を受理した行方不明者の数は、ここ数年は8万人台で推移しているが、認知症による行方不明者数は2013年以降1万人を超え、全体の2割近くが認知症患者で占めていることになる。</p> <p>認知症の方を介護する家族の負担は大きく、到底、24時間見守ることなど難しいものの、裁判では徘徊による道路や線路内での事故の責任を介護する家族が問われるケースも出ているため、福岡県大牟田市のように地域で見守り、支える制度が構築されるよう県や警察が市町村と連携を進めていく必要がある。</p>	<p>今年度は、ハラスメント対策の一つとして悪質クレーム対策をテーマとした労働セミナーを開催しました。今後も、事業所における対策を支援するとともに、県HP等によりその対策の重要性のPRを推進してまいります。</p> <p>福祉部地域包括ケア課</p> <p>福祉部では、認知症による徘徊などで行方不明となった高齢者を発見するため、平成26年に県内全市町村が参加する「埼玉県徘徊高齢者等SOSネットワーク」を整備しました。</p> <p>これは、認知症高齢者が行方不明になった場合、家族等が市町村に行方不明者の写真や特徴を届けると、県内全市町村が情報を共有するシステムです。情報を受け取った市町村は、それぞれが構築する徘徊SOSネットワークへと情報提供を行います。家族等の希望により、他都道府県にも調査依頼を広げることができます。</p> <p>また、県内市町村での「徘徊高齢者対応模擬訓練」の実施を推進し、徘徊高齢者を発見したときの対応方法を学ぶ機会をつくっています。</p> <p>県警本部生活安全部人身安全対策課</p> <p>ご指摘の件については、埼玉県（福祉部地域包括ケア課）が中心となって、認知症による徘徊などで行方不明となった方々を発見するために「埼玉県徘徊高齢者等SOSネットワーク」を構築しています。</p> <p>同ネットワークは、認知症により行方不明になった方々の情報を、参画する市町村が共有するシステムになっています。</p> <p>県警は、同ネットワークに平成26年から参加しており、各警察署から直接、管轄の市町村に行方不明者の情報を提供しています。</p>	<p>×－B</p> <p>認知症の方が行方不明のなったとき早期に発見できるようネットワークを構築していることは一定の評価をする。今後は、学校をふくめた地域で支える体制については、市町村要請を検討していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性																		
<p>2. 居宅介護支援事業所の管理者要件を満たすことができるよう、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)研修の受講機会を十分確保すること。あわせて研修費用の補助金を拡大すること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>2018年度介護報酬改定とあわせ、事業所における業務管理や人材育成の取り組みを促進させることで各事業所のケアプラン、ケアマネジメントの質を高める観点から、居宅介護支援事業所における管理者は主任ケアマネジャーであることが要件とされた。この要件は、2021年3月までを経過措置期間としており、その要件を満たさなければ指定取り消しという厳しい見直しである。</p> <p>現在の主任ケアマネジャーは埼玉県では約2,800人であり、居宅介護支援事業所数の約二千弱事業所より充足はしているが、今後ますますニーズが高まってくると思われる。しかし、主任ケアマネジャー研修の研修受講料は埼玉県4万9千円(全国平均約4万3千円)、5年毎の更新研修受講料は埼玉県4万6千円(全国平均約3万4千円)となっており、一定の条件を満たしている場合の埼玉県補助金1万円を差し引いても、受講生にとってはかなりの負担となっている。</p> <p>民間団体の調査でも、研修費用に関しては、個人の資格であるため各々が自己負担で受講してい</p>	<p>また、必要により各市町村の防災行政無線も活用して、一般の方々に向けて協力要請を行っており、今後も早期発見のため、連携に努めて参ります。</p> <p>福祉部高齢者福祉課</p> <p>居宅介護支援事業所における管理者は主任ケアマネジャーであることが要件とされたことに伴い、今後も主任介護支援専門員の資格を取得したい方が増えることが想定されます。希望されている方のうち研修受講要件を満たしている方全員が研修を受講できるよう、受講回数を増やすなど工夫をしてまいりたいと考えています。</p> <p>また、研修費用の補助金を拡大することについては、本県の補助金助成後の受講料の額は首都圏の一都三県で最も安い額になっておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>＜参考＞【近県の受講料の比較】 (円)</p> <table border="1" data-bbox="996 922 1617 1300"> <thead> <tr> <th></th> <th>主任研修</th> <th>主任更新研修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県</td> <td>49,000</td> <td>46,000</td> </tr> <tr> <td>(軽減後)</td> <td>39,000</td> <td>36,000</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>52,600</td> <td>38,000</td> </tr> <tr> <td>神奈川県</td> <td>50,000</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>57,000</td> <td>47,000</td> </tr> </tbody> </table>		主任研修	主任更新研修	埼玉県	49,000	46,000	(軽減後)	39,000	36,000	東京都	52,600	38,000	神奈川県	50,000	40,000	千葉県	57,000	47,000	<p>△-C</p> <p>受講要件を満たしている方全員が研修に受講できるよう工夫する点は一定の評価はできるが、介護サービスが受けられない人を出さないために、別の視点も加味し再要請を検討したい。</p>
	主任研修	主任更新研修																		
埼玉県	49,000	46,000																		
(軽減後)	39,000	36,000																		
東京都	52,600	38,000																		
神奈川県	50,000	40,000																		
千葉県	57,000	47,000																		

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>る場合が多い。主任ケアマネジャーの取得や更新を躊躇する人が増えると、ケアプランを作成してもらえないがゆえに介護サービスの利用ができなくなる高齢者の増加が予想される。こうしたことがないよう、県として研修会の受講機会を十分確保することと、補助金の拡大をする必要がある。</p> <p>3. 介護職員が職場で利用者とのトラブルに巻き込まれた場合、相談できる第三者機関を各市町村に設置するよう県がうながすこと。当面県内にモデル市町村を選定し財政支援をおこなうこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>介護サービスに対する社会的ニーズが増大しているが、介護職員は依然として離職率が高い。介護職員と利用者、またその家族との関係や、事業所の介護の仕方と利用者の家族の要望がかみ合わず板ばさみ状態等が就業継続困難を招いている理由の一つと考えられる。本来、介護職員と利用者間のトラブルについては、事業所内での解決が望ましいが、実際には事業者が利用者の立場に立った運営をし、介護職員に責任を強いることもある。</p> <p>今年度実施した民間団体のアンケートでも介護職員の28.8%が「利用者やその家族からセクハラを受けたことがある」となっており、被害を受けた職員の78.6%は上司や同僚に相談したが、このうち47.3%は「相談後も状況は変わらなかった」と報告されている。また相談しなかった職員のうち44.1%が「介護職は我慢するのが当然という風潮がある」「事業所が利用者への体裁しか考えていない」など</p>	<p>福祉部高齢者福祉課</p> <p>利用者やその御家族との間で発生したトラブルについては、事業者が介護サービスを提供する中で発生したものであり、介護職員個人が対応を考えるものではなく、事業者の責任において事業者として解決に向けた対応を講じるものと考えます。</p> <p>県財政が厳しいなか、モデル市町村を選定し財政支援を行うのは難しい面があります。</p> <p>県としては、組織的な対応が確実に実践できるようにするため、毎年度実施している事業所の責任者や管理者を対象とした会議において、組織的対応の必要性を指導してまいります。</p> <p>なお、厚生労働省では、利用者等からのセクハラ等に対して事業者が自主的に解決するため、介護事業者向けの対策マニュアルを作成すると聞いております。</p> <p>こうしたマニュアルを活用し、ハラスメント対策の研修を実施してまいります。</p>	<p>×－B</p> <p>厚生労働省が作成する対策マニュアルを活用することについては一定の評価はできるが、要請しているモデル市町村を設定し財政支援を講ずることに対しては前向きな回答を得られてない。今後は別の視点も加味し再要請を検討したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>と回答している。</p> <p>介護人材不足が深刻化する中で、この問題を解決するためにも、埼玉県として当面、埼玉県高齢者支援計画に定める老人福祉圏域の10圏域ごとにモデル市町村を設定し財政支援をすることで、各市町村に相談窓口設置を推進していく必要がある。</p> <p>4. 介護保険施設などでの身体拘束や虐待を根絶するため、身体拘束廃止委員会ならびに虐待防止委員会の各施設における設置を指定要件に加えること。また、介護保険適用外の施設における身体拘束・虐待に対する行政指導を厳格化すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>介護保険制度では、介護保険施設などのサービス提供にあたりベッドや車椅子にしばりつけるなどの身体を自由を奪う「身体拘束」が「緊急やむを得ない場合」を除き禁止されている。しかし民間団体の調査によると、介護相談員が虐待や身体拘束と判断できる不適切なケア(グレーゾーン)を目撃したことがあるとの回答が33.1%にのぼったとの報告がある。身体拘束は適切であったとしても、体の自由を奪うことから人権侵害になりかねない。また高齢者は体を動かさなくなるため、身体機能が下がってしまい、寝たきりにつながってしまう可能性もある。</p> <p>身体拘束を事故防止対策として安易に正当化することなく、高齢者の立場になり、その人権を保障しつつケアを行うという基本姿勢の下で、介護を必要とする高齢者の自立の支援に向けたサービス提</p>	<p>福祉部高齢者福祉課</p> <p>平成30年度の介護保険法の改正に伴い、介護保険施設等において身体拘束廃止に係る委員会の設置が強化されたところです。平成30年4月1日以降、6月末日までに委員会を開催するとともに、最初の身体拘束廃止に係る委員会を開催するまでの3か月の間に指針等を整備する規定になりました。それ以降、新たな基準に基づく体制が整っていない場合は身体拘束等を行っていたか否かに関わらず、身体拘束廃止未実施減算として、指定居宅サービス介護給付費単位数表等に定める所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算することになりました。</p> <p>身体拘束を事故防止対策として安易に正当化することなく、高齢者の立場になり、その人権を保障しつつケアを行うという基本姿勢は、介護を必要とする高齢者の自立の支援に向けたサービス提供を行うため、必要なことですので適正に指導してまいります。</p> <p>なお、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の介護保険適用外の施設については、県が定める有料老人ホーム設置運営指導針に基づき、今後も引き続き身体拘束や高齢者虐待について指導してまいります。</p>	<p>○－B</p> <p>2018年4月以降に新たな基準に基づく体制が整っていない場合は減算することについてその実効性を確認していく。</p> <p>また介護保険適用外の施設においても実態を確認し、再度要請をおこなうかを検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>供を行うため、身体拘束廃止に向けた取組を積極的におこなっていく委員会を設置することが必要である。</p> <p>IV. 消費者政策</p> <p>1. 高齢者の消費者被害を防止するために、「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」が早期に全市町村に設置されるよう促し、見守りネットワークの活動を積極的に支援すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>消費者安全法の改正により、人口5万人以上の全市町村での「消費者安全確保地域協議会」の設置が政策目標に定められたが、埼玉県においては平成30年4月現在、11市町での設置に留まっている。高齢者の消費者被害を未然に防止するためには、高齢者と日々接する機会の多い方々が高齢者等の消費生活上の安全に常に気を配り、異変を察知したときは消費生活センター等の関係機関に適切につなぐなど地域での見守る体制の構築が必要である。また、埼玉県は全国一のスピードで高齢化が進むと見込まれていることから、早期に全市町村に「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の設置を促し、未然に高齢者の消費者被害を防ぐための見守りネットワーク活動を積極的に支援することが必要である。</p>	<p>県民生活部消費生活課</p> <p>高齢者の消費者被害を防止するためには、市町村の消費部門や福祉部門をはじめ、地域包括支援センター、民生委員などで構成する「消費者安全確保地域協議会」の設置が大変有効であると考えています。</p> <p>県では、地域協議会設置に向け、消費部門と福祉部門との定期的な情報交換や、福祉関係者が高齢者宅を訪問する際に消費者被害の注意喚起の声かけやチラシ配布などが行えるよう、市町村にお願いしています。</p> <p>また、市町村と民生委員、地域包括支援センターなどの連携を図るため、「高齢者の消費者被害防止フォーラム」を開催しています。</p> <p>このフォーラムでは、高齢者が被害に遭いやすい悪質商法の手口や福祉関係者が消費部門と協力して被害を防いだ事例を取り上げるなどし、連携強化して地域協議会を設置する効果を紹介しています。</p> <p>今後も、県は市町村や関係機関と連携・協力し、地域協議会が早期に全市町村に設置できるよう支援していきます。</p>	<p>○－B</p> <p>要請の主旨も理解されており、県としての取り組みについては一定の評価ができる。今後は、市町村からの回答結果も踏まえ再要請を検討していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>V. 防災・減災政策</p> <p>1. 学校および通学路におけるブロック塀倒壊等に対する安全対策を早急におこなうこと、また、対策が必要なブロック塀の撤去・改修のための助成制度を創設すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>大阪府北部を震源とする地震により、小学校にあった建築基準法違反のブロック塀が倒壊し、児童がその下敷きになり亡くなる痛ましい事故が発生した。学校ならびに通学路における安全対策を早急におこなう必要がある。埼玉県では県立学校および市町村立小中学校におけるブロック塀等について目視などによる緊急の簡易調査をおこなっているが、より詳細な確認をおこない、早急に対策を進める必要がある。</p> <p>また、埼玉県では安全性の確保、緑化の推進を目的に、ブロック塀から生垣への転換に関しては20の市町で助成制度があり、その内ブロック塀の撤去も助成対象としているのは12市町となっている。</p> <p>しかしながら、危険なブロック塀の撤去・改修を目的とした助成制度を創設しているのは、志木市、戸田市の2市のみであり、安全対策を早急に進めるためにも、県内全市町村で利用可能な助成制度の創設が必要である。</p>	<p>都市整備部建築安全課</p> <p>大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、志木市や戸田市のように、県内の市町村においてもブロック塀の撤去や改修を目的とした助成制度を創設する動きや創設を検討しているとの相談をいただいております。</p> <p>また、国では、既存の交付金による支援制度のほか、耐震改修促進計画などに位置付けられた通学路等沿道のブロック塀に対する補助制度を平成30年度二次補正予算より補助メニューに追加しております。</p> <p>県としては、国の動向など情報収集し、市町村が国の交付金等を活用してブロック塀の改修等に対する助成制度を創設できるよう、市町村を支援してまいりますとともに、制度の創設・拡充を働きかけてまいります。</p> <p>教育局財務課</p> <p>事故発生後速やかに、県内の公立学校すべてに対し、ブロック塀等を含む施設の適切な維持管理の徹底について要請いたしました。</p> <p>安全対策につきましては、文部科学省実施の「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査」を通じて、県内の公立学校すべてにおいて注意喚起の張り紙やカラーコーンの設置などの応急対策が行われていることを確認しております。</p> <p>現在、ブロック塀等の撤去や補強などを順次進めるとともに、早期に対策が完了するよう、国に対して必要な財源の確保と補助制度の拡充について要望しております。</p>	<p>△－C</p> <p>全市町村での助成制度の必要性は理解されるものの、県としての財政的な補助制度の設立について言及されていない。</p>
<p>VI. 環境・エネルギー政策</p> <p>1. 温室効果ガス排出削減に向けた市民の環境意識</p>	<p>環境部温暖化対策課・エネルギー環境課</p>	<p>○－B</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>を向上させるため、市民に十分な広報・啓発を県と市町村とで連携して行うとともに、オフィスや生活における節電・省エネの推進や技術の導入を支援し、家庭・地域・職域での環境問題への取り組みを強化すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>埼玉県では、地球温暖化対策推進として、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」を定め、2020年に温室効果ガス排出量の削減目標として2005年度比で需要側の21%削減を目標としている。実行計画に基づき、エコライフ推進、エコタウンプロジェクトなど全国でも先進的な取り組みを進めており、2015年度の温室効果ガス排出量は13%削減となっている。</p> <p>しかし、部門別にみると、家庭部門での削減は進捗が鈍く、これまで以上に取り組みを強化する必要がある。家庭部門での取り組みの強化にあたっては県民の環境意識の向上が必須であり、そのためには、県と市町村が連携した広報・啓発活動が必要である。また、さらなる温室効果ガス削減のためには節電・省エネ推進や技術の導入が必要であり、オフィスや家庭でのLED買い換えのための補助金など、具体的な支援について取り組む必要がある。</p>	<p>既に以下の取組を行っているが、今後も県内市町村との連携を深め、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を強化していく。</p> <p>(現在の取組)</p> <p>要請1 市町村と連携した広報・啓発について</p> <p>○ライフスタイルキャンペーンの実施 クールビスやウォームビズ等環境に配慮したライフスタイルの実践について、市町村とともに呼びかけを実施している。(九都県市においても一斉に実施)</p> <p>○エコライフDAYの実施 チェックシートを用いて1日省エネ生活に取り組む「エコライフDAY」について、市町村や学校、企業等の団体と連携して実施している。(平成29年度夏約47万人、平成29年度冬約43万人、合計約90万人参加)</p> <p>○地球温暖化防止活動推進員制度 県が「地球温暖化防止活動推進員」を委嘱し、各地域で温暖化防止活動の普及啓発を行うとともに県や市町村が実施する事業に協力いただいている。(42市町162人)</p> <p>要請2 節電・省エネの推進や技術の導入支援について</p> <p>○住宅用省エネ設備導入支援事業補助 家庭用燃料電池(エネファーム)や住宅用蓄電池などの住宅用省エネ設備を導入する県民に対し、補助を行った。(平成30年度の補助実績991件) 平成31年度も家庭用燃料電池(エネファーム)や住宅用蓄電池などの住宅用省エネ設備を導入する県民に対し、補助を行う。</p> <p>○CO2排出削減設備導入支援等 中小企業への省エネ設備投資への補助等を実施している。(平成29年度53件、平成30年度74件)</p> <p>○目標設定型排出量取引制度 県が目標削減率を定め、対象事業所に設備の省エネ化や運用の改</p>	<p>県内市町村との積極的な連携もはかられているが、温室効果ガス排出削減にむけた取り組みは継続していくことが重要であるため、今後の動向についても注目していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>Ⅶ. 交通政策</p> <p>1. 運転免許証自主返納等により、移動手段を持たない高齢者が増加してきていることをふまえ、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 高齢者の身体的負担、経済的負担に配慮した移動手段の確保・充実をはかること。</p> <p>(2) コミュニティバス路線の整備にあたっては、高齢者が利用する病院や商業施設等の生活圏に配慮し、隣接する行政区との連携も推進すること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>近年高齢者の免許証自主返納が推進されており、高齢者にとって安全で利用しやすい地域の生活の足の確保は必須となっている。買い物、地域コミュニティでの活動、通院等に関係する生活圏をつなぐコミュニティバス、タクシー、オンデマンド交通システムなどを充実していく必要がある。</p> <p>また、コミュニティバス路線などは市町村ごとに整備される場合が多いが、隣接する複数の市町村の住民が利用する施設がある場合には、その点を考慮し、市町村をまたいだ路線を設定することで、乗り換え回数を減らすといった利用者の負担の軽減につながるよう、隣接行政区の連携を推進していく必要がある。</p>	<p>善などCO2の排出削減に努めていただいている。</p> <p>(第1計画期間(H23～26)で工場6%、業務ビル8%の目標に対し22%の大幅削減、合計780万t-CO2削減)</p> <p>企画財政部交通政策課</p> <p>今後、急速な高齢化の進展に伴い、移動手段のない高齢者の増加が見込まれており、公共交通の確保・充実は重要な課題となっています。</p> <p>市町村では、地域公共交通会議などを設置し、コミュニティバスやデマンド交通などの手法を活用して公共交通の確保に取り組んでいます。</p> <p>県としては、これらの会議に積極的に参加し、他市町村の取組などの情報提供や助言を行い、支援してまいります。</p> <p>また、市町村を対象とした研修会などを開催し、国の補助制度や他県の先進事例の紹介などを行ってまいります。</p> <p>さらに、平成31年度からは、地域公共交通の確保・充実を図るため、コミュニティバスやデマンド交通の導入、また、コミュニティバスの乗入れなど複数市町村が連携した取組を支援してまいります。</p> <p>県としては、今後の高齢化の進展を踏まえ、引き続き公共交通の確保・充実に努めてまいります。</p>	<p>○ーB</p> <p>高齢者の移動手段確保が重要であることは認識されており、市町村の連携をはかるための会議・研修会の開催が予定されている。</p> <p>今後、県の取組みによる市町村の連携の進展を確認していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>Ⅷ. 教育・子育て政策</p> <p>1. 3年連続（2015～2017年）埼玉県人事委員会による「人事管理に関する報告」で言及された、教職員の勤務時間の把握、負担軽減に向けた対策、全ての学校で対策を進め、教職員がワークライフバランスのとれた働き方ができ、それぞれが持っている能力を発揮し、いきいきと児童・生徒と触れ合うことのできる労働環境を作ること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>埼玉県人事委員会による「人事管理に関する報告」によると2015年には「教育職員の勤務状況の把握」、2016年には「教職員の勤務の負担軽減に向けた対策」、2017年度には「負担軽減に向けた取り組みがすべての学校現場で行き渡り、定着するよう徹底」するように記載がある。また、2017年4月に文部科学省が発表した「教員勤務実態調査」でも中学教諭の約6割が、厚生労働省の「過労死ライン」（残業が月80時間超）に該当する長時間労働であることから、教職員の負担軽減対策を進め、児童・生徒と触れ合うことのできる労働環境を作ることとは喫緊の課題である。</p>	<p>教育局県立学校人事課</p> <p>県教育委員会では、負担軽減検討委員会がまとめた報告書に基づき、各課が負担軽減の方策に取り組んでおりますが、人事委員会から県議会議長及び知事に対して行われた「職員の給与等に関する報告、勧告及び意見」において、学校現場における教育職員の勤務状況の適切な把握と負担軽減について言及されたことを踏まえ、平成28年度から、個々の教職員の出勤及び退勤時刻の記録簿を整備し、昨年1月に示された厚生労働省のガイドラインの趣旨を踏まえながら、しっかりと勤務状況の適切な把握を進めるよう、各学校を指導しているところです。在校時間の長時間化がうかがえる教職員との面接に活用するなど、教職員の健康管理、働き方の見直しにより一層努め、実効性のある負担軽減対策に取り組むよう、引き続き管理職を指導してまいります。</p> <p>なお、2月定例会において、県立学校に客観的な記録の把握を行うための勤務管理システムの導入を予算案として上程しましたが、附帯決議により、予算執行ができない状況です。</p> <p>平成27年度から、一人一人が働き方を見直し、仕事に対する意識改革を図ることを目的に、全ての県立学校で、毎月給与支給日に定時退勤を奨励する「ふれあいデー」に取り組んでおります。この取組を実効性あるものとするために、設定日の翌日に学校行事を入れない工夫や、全校集会、保護者会、リーフレット等の配付などで周知を行うよう、引き続き管理職を指導してまいります。</p> <p>平成29年度からは、各課が学校を対象とした調査を実施する際、学校が回答に要する時間を2割削減することを目標とし、各課で各々の調査等について負担軽減の観点から精査を行い、県全体として、平成30年度は平成28年度比15.1%減となりました。来年度以降も、引き続き、取り組んでまいります。</p> <p>また、県教育委員会では現在、「学校における働き方改革推進委</p>	<p>△－B</p> <p>昨年から引き続きの要請だが、回答の内容に新たな進展はない。負担軽減の諸施策が学校現場で徐々に展開されていることは、市町回答や関係者からのヒヤリング等で確認している。引き続き諸施策が学校現場で実施され、その効果が有効であるかの確認を続けたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
	<p>員会」を設置し、県としての「学校における働き方改革基本方針」の策定を進めているところです。</p> <p>いきいきとした職場環境づくりには、管理職のさらなる意識改革と、休暇を取得しやすい雰囲気づくりが大切であり、6月から9月をワーク・ライフ・バランス推進期間として、年次休暇、夏季休暇等の計画的な取得促進を図るよう指導しているところです。</p> <p>今後も引き続き、各学校において、個々の教職員の勤務状況の適切な把握並びに会議や行事の精選、校務分掌や委員会の抜本的な見直しを行うとともに、学校行事や会議の精選及び実施時期の工夫、事務の効率化等による学校全体のスリム化を図るなどで労働環境の整備を進めるよう、引き続き、管理職を指導してまいります。</p> <p>【参考】</p> <p>●『学校における負担軽減検討委員会報告書』に係る県立学校部・市町村支援部合同フォローアップ会議</p> <p>ノー会議デーなどの県立学校に対する各方策を把握・検証するとともに、検証結果を踏まえて、負担軽減策の検討や各課事業の精査を行っている。</p> <p>○平成30年度の具体的取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年9月…第1回フォローアップ会議（平成30年度に実施する負担軽減策及び「ふれあいデー」支援策の進捗状況確認など） ・平成31年2月…第2回フォローアップ会議（平成30年度に実施する負担軽減策及び「ふれあいデー」支援策の進捗状況確認など） ・平成31年3月…県立学校における負担軽減の取組状況を知 <p>●「ふれあいデー」の取組</p> <p>○平成27年1月14日付け教県第1006号「『ふれあいデー』の設定について（通知）」</p> <p>○毎月21日（給与支給日）を「ふれあいデー」として設定し、定時退勤を奨励</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職は、当日、全教職員に「ふれあいデー」を周知し、定時退勤の声掛けを ・勤務時間内に終了する打合せ等を除き、計画的な職員会議等は原則行わない ・大会前等の理由によりやむを得ず部活動を行う場合は、勤務時間内を目途とする（大会前等の理由による場合は、大会終了後に「ふれあいデー」を実施） <p>○平成28年4月校長会議県立学校人事課課長指示・連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校集会、保護者会、配付物（学校だより等）などで周知 <p>○平成29年3月30日付け教県第1162号「ふれあいデーの効果的な取組について（通知）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教委の考え方を示したリーフレット等を、各校を通じて保護者、地域に配布 <p>●働き方改革推進委員会</p> <p>○「学校における働き方改革基本方針」の策定を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年 3月…第1回会議（設置） ・平成30年 6月…第2回会議 ・平成30年10月…第3回会議 ・平成31年 2月…第4回会議 ・平成31年 3月…第5回会議 <p>●夏季休暇の完全取得及び「ワーク・ライフ・バランス推進期間」の設定</p> <p>○平成30年5月29日付け教県第162号「『ワーク・ライフ・バランス推進期間』の設定について（通知）」</p> <p>○平成30年5月29日教県第156号「年次休暇、夏季休暇等の計画的使用の促進について（通知）」</p> <p>教育局小中学校人事課</p> <p>教職員の負担軽減を図っていくことは、県教育委員会として取り組まなければならない重要な課題であると認識しており、各市</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
	<p>町村教育委員会に対して、在校時間の適正な把握をするとともに、負担軽減に向けた実効性のある取組をお願いしてきたところであり、あります。</p> <p>平成28年2月には、教職員の勤務を管理する市町村教育委員会に対して、「教職員の負担軽減及び健康管理について」依頼する通知を发出いたしました。</p> <p>また、ワークライフバランスを推進し、教職員が自らの心身のリフレッシュや生活の安定を図るために、県として「ふれあいデー」を設定し、さいたま市を除く全ての小中学校で取り組むよう依頼しており、教職員が生き生きと児童生徒と向き合える一つの方策として推進しているところであり、あります。</p> <p>さらに、8月には「サマーリフレッシュウィーク」を設定し、休暇の取得促進と健康の増進も図っております。</p> <p>昨年度からは、国の委託事業である「学校現場における業務改善加速事業」について、伊奈町を重点モデル地域として指定し、調査研究に取り組んでいます。</p> <p>今後も、県で行っている有識者等による「教員の働き方改革推進プロジェクト委員会」の意見を参考にしながら、伊奈町でのモデル事業の取組や成果について、各市町村教育委員会へ丁寧に説明してまいります。</p> <p>平成30年2月9日には、文部科学事務次官より「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」の通知がありました。</p> <p>これまでも、教職員の負担軽減について取り組んできたところですが、教職員が意欲を持って授業や授業準備などの教育活動に専念できることが大切ですので、県としても、本通知を参考にしながら、実効性のある業務改善が一層進むよう、市町村教育委員会と連携し取り組んでまいります。</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>2. 児童虐待防止対策として、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 児童相談所の体制強化として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複雑・困難化する児童相談に対応するため、児童福祉司および児童心理司を増員すること。 ・ 一時保護が必要な児童の増加に対応し得る、一時保護所の拡充・整備および職員を増員すること。 	<p>また、昨年の3月には、県教育局内に「学校における働き方改革推進委員会」を立ち上げたところではありますが、現在、本推進委員会で検討を重ね、県としての働き方改革に関する基本方針の策定を進めているところでもあります。県の基本方針策定後は、この方針をもとに、各市町村教育委員会が状況に応じて方針を策定することになりますので、各市町村教育委員会と連携を図りつつ、働き方改革を一層推進してまいります。</p> <p>福祉部こども安全課</p> <p>児童福祉司については、児童虐待防止法が制定された平成12年度の75人から平成30年度には162人へと2.2倍に増員し、児童心理司については、同様に20人から48人へと2.4倍に増員するなど児童虐待防止に対応できる組織体制の強化に努めています。</p> <p>また、平成23年度から、児童福祉司の家庭訪問への同行や基本的な調査など補助的業務を行う非常勤職員を配置し、平成30年度には13人配置しています。</p> <p>さらに、平成25年度から、各児童相談所に虐待通告への初動体制の強化を図るため安全確認担当を新たに設置しているほか、警察官OBの職員を全ての児童相談所に2名ずつ配置しております。</p> <p>一時保護所については、平成12年度において2か所定員60人から、平成17年に越谷児童相談所に、平成23年には南児童相談所の移転に併せ、それぞれ定員30人の一時保護所を新たに開設し、受入れできる定員を120人と倍増しました。</p> <p>また、入所している児童の学習支援を充実させるため、教員OBの職員を配置するなど、職員体制の強化も行っております。</p>	<p>△－B</p> <p>児童福祉司・心理司の人数がこの18年間で2.2倍、2.4倍と増員とのことだが、虐待防止の業務量に見合った人数かどうかは回答内容からは判断できない。</p> <p>一時保護所も定員が増えていることはわかるが、足りているかどうかは判断できない。引き続き児童相談所・一時保護所の現状を把握し体制強化を検討したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2) 保護が必要な児童が他の自治体に移動しても、他の児童相談所・自治体と円滑に情報を共有し、切れ目のない相談・支援体制を確立すること。</p> <p>(3) 保護された子どもの受け皿の充実・強化のため、里親制度の推進や児童養護施設等の整備をはかること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>平成29年度における埼玉県内児童相談所の児童虐待通告受付件数は1.3万件を超え、前年度に比べ約1,750件増加、この5年間で約2.8倍となるとともに、相談内容が複雑・困難化しており、初期の段階から適切に対応していくには、児童相談所の体制強化等が急務となっている。</p> <p>こうした中、国においては、「児童相談所強化プラン」を策定するとともに、児童福祉法等の一部改正を行い、児童相談所の体制や専門性の強化など児童虐待に関する対策の強化に向けた施策を講じてきた。しかしながら、東京都目黒区において、5歳(当時)の女兒が保護者からの虐待により亡くなる</p>	<p>今後とも、児童虐待防止に適切に対応できるよう児童相談所の体制強化に向け努力してまいります。</p> <p>福祉部こども安全課</p> <p>現在、支援が必要な児童のうち緊急性が高いものについては、他の自治体に転出した場合、原則、転出元の児童相談所職員が転出先の児童相談所に直接出向き、同行訪問や同席面接を行い、対面で引き継ぐこととしています。</p> <p>また、それ以外のものについては、文書による引継ぎを行っています。</p> <p>今後とも、こうした扱いを徹底することで、円滑に情報を共有し、切れ目のない相談・支援を行ってまいります。</p> <p>福祉部こども安全課</p> <p>本県では、平成23年に国が示した「社会的養護の課題と将来像」に基づき、平成27年3月に児童人口の将来推計及び各施設の整備計画を元に県推進計画を作成した。(県推進計画：埼玉県児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護推進のための計画)</p> <p>この計画では、平成30年度には要保護児童を1,786人と見込み、それに対する供給量を児童養護施設と乳児院の施設で1,585人、里親とファミリーホームの里親等で409人、計1,994人と算定している。(需要/供給量=89.6%)</p> <p>実際には、平成30年度(4月1日時点)実績で要保護児童(需要数)は1,805人、供給量は施設(児童養護+乳児院)が1,614人、里親等が437人、計2,051人である。(需要/供給量=88.0%)</p> <p>平成30年4月1日時点の要保護児童数(需要数)は1,805人で計画需要数1,786を19人上回っていることから、現在、施設の定員の削減のペースを落として調整している状況にある。</p> <p>現在、平成31年度末までに乳児院を2か所、35名分を整備する計</p>	<p>○-A</p> <p>要請のとおり、緊急性の高い児童については、職員が転出先の児童相談所に直接出向き、対面で引き継いでいるとのことなので完結とする。</p> <p>×-B</p> <p>要保護児童数に対し、児童養護施設と乳児院の施設の受入れ人数、里親の受入れ人数が数字上は足りているという回答である。しかし、千葉県野田市の事件では一度保護された児童が数か月後に保護者に戻されて事件が発生していることから、埼玉の実態を把握したうえで要請を検討したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性															
<p>という大変痛ましい事件が発生、政府は7月に関係閣僚会議で、児童福祉司を2022年度までに約2,000人増員することを柱とした緊急総合対策を決定した。</p> <p>今後、二度と子どもの命が失われる痛ましい事件が繰り返されることのないよう、児童虐待防止対策のさらなる強化をはかる必要がある。</p> <p>3. 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の市町村での設置を促進すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>核家族世帯の割合が高い埼玉県において、孤立化しやすい妊産婦への取り組みとして「妊婦健診受診啓発」「産後うつケア」や「産後検診」など、妊娠・出産・育児の様々な相談にワンストップで対応し、安心して産み育てる環境を整備する必要がある。</p>	<p>画があり、国庫補助対象事業としているほか、里親が運営するファミリーホーム（定員6人）の開設を里親に働き掛けている。</p> <p>平成29年8月に「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、平成30年7月に国から「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示された。策定要領では、家庭養育優先の原則を徹底するため、里親等への委託推進や児童養護施設の小規模化、高機能化等を進める方向性が明記された。</p> <p>社会的養護が必要な児童の最善の利益の実現に向け、県の実情を踏まえた県推進計画の策定に取り組んでいく。</p> <p>保健医療部健康長寿課</p> <p>本県では、埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略において、平成31年度までに全市町村で「子育て世代包括支援センター」を設置することを目標として掲げています。</p> <p>センターの整備促進・支援のため、運営費や開設準備経費について助成を行っているほか、市町村保健師等を対象とした研修会も開催しております。</p> <p>平成29年度までに36市町村が設置しており、今年度中にはさらに17市町が開設しました。</p> <p>31年度までに全市町村が設置できるよう、さらなる働きかけや情報提供を行ってまいります。</p> <p>【参考】今後の子育て世代包括支援センターの設置見込み</p> <table border="1" data-bbox="943 1174 1832 1337"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>H31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村数</td> <td>15</td> <td>36(21)</td> <td>53(17)</td> <td>63(10)</td> </tr> <tr> <td>センター数</td> <td>27</td> <td>63(36)</td> <td>87(24)</td> <td>99(12)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">()内は新規開始の数</p> <p>・平成30年度から実施（5市4町） 越谷市、加須市、本庄市、春日部市、三郷市、伊奈町、</p>		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	市町村数	15	36(21)	53(17)	63(10)	センター数	27	63(36)	87(24)	99(12)	<p>○－A</p> <p>埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略で、平成31年度までに全市町村で設置することが目標との回答なので、実際に設置されたかどうかを確認していきたい。</p>
	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度													
市町村数	15	36(21)	53(17)	63(10)													
センター数	27	63(36)	87(24)	99(12)													

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>4. 待機児童解消に向け、引き続き県および市町村が連携し、より良い保育の質・環境を確保しつつ、保育所や認定こども園等の整備・拡充、企業内保育所の設置、幼稚園の延長保育などを進めること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>2018年4月1日現在の県内の保育所等待機児童数は、対前年比294名増の1,552人。また、待機児童にカウントされていない、いわゆる「隠れ待機児童」は、待機児童の約3.7倍の5,785人いる。待機児童および隠れ待機児童の人数はまだ多いと言わざるをえない。そこで引き続き、利用者の多様化するニーズに対し多様な選択肢によりすべての子どもが希望する保育所や認定こども園に入所でき、よりよい保育環境を確保するための施策をおこなう必要がある。</p>	<p>吉見町、長瀬町、宮代町</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度途中から実施予定（5市3町） 北本市、八潮市、蓮田市、吉川市、白岡市、嵐山町、神川町、杉戸町 平成31年度から実施予定（3市7町） 羽生市、草加市、蕨市、滑川町、小川町、川島町、美里町、上里町、寄居町、松伏町 <p>福祉部少子政策課</p> <p>県では、子育て支援や待機児童解消のため、保育所や認定こども園等の整備を進めております。</p> <p>施設整備については、県予算から国直接の交付金・補助金に移行してきておりますが、必要とする施設整備が行えるよう、国に働き掛けてまいります。</p> <p>産業労働部ウーマノミクス課</p> <p>企業等が雇用する従業員の乳幼児を保育するために設置する企業内保育所に対し施設整備費・運営費の補助を実施し、設置を促進します。</p> <p>さらに、県内企業が、国の助成制度である「企業主導型保育事業」を積極的に活用できるよう、説明会の開催や相談への対応を行い、その設置を促進してまいります。</p> <p>総務部学事課</p> <p>県では、教育時間終了後も引き続き幼稚園で子供を預かる「預かり保育」を実施している私立幼稚園に対する補助を実施しています。</p> <p>平成31年度も、預かり保育を実施する幼稚園に対する補助を引き続き実施することにより、預かり保育制度の充実を図ってまいります。</p> <p>※参考</p>	<p>△－B</p> <p>待機児童および隠れ待機児童の人数はまだまだ多いため、毎年継続して要請している項目ではあるが、今年度も保育サービスの受け入れ枠7000人分拡大する予算を計上するなど県の対策は理解する。引き続き待機児童数の動向を確認していきたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性				
<p>Ⅸ. 人権・男女平等政策</p> <p>1. 性的指向や性自認に関する差別を防止するため、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 医療をはじめとする公共サービスに従事する関係者の理解を促進し、医療機関等での差別的取り扱いを解消するよう取り組むこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>社会全体で、性的指向や性自認（性同一性障害含む）に関する深刻な実態への認識が深まり、差別の解消が大きな課題となっている。性的指向や性自認によって、“パートナーに対する医療行為に「同意」できない” “パートナーの介護のための介護休業を取得できない” などの差別的取り扱いを受けることがないよう、県が関係する公共サービスの現場職員の理解を促進していく必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">預かり保育推進事業補助予算額（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">平成 30 年度予算額</td> <td style="text-align: center;">平成 31 年度予算額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">545, 860</td> <td style="text-align: center;">555, 010</td> </tr> </table> <p>教育局義務教育指導課</p> <p>県教育局では、知事部局及び市町と連携し、幼稚園教育等の質の向上のため、年次研修等の教員研修を引き続き行ってまいります。</p> <p>公立幼稚園において教育課程に係る教育時間前後や長期休業中等に行う教育活動については、公立幼稚園を有する市町が所管しており、地域のニーズに応じて進めています。</p> <p>保健医療部医療整備課</p> <p>県では、医療法に基づき、医療安全相談窓口(医療安全支援センター)を医療整備課及び各保健所に設けて、患者さんや御家族等から寄せられた医療に関する相談や医療関係者への苦情等に対し、中立の立場から助言等を行っております。</p> <p>その中で、御要請にあるような「性的指向や性自認などの理由により差別的な取り扱いを受けた」など医療機関でのトラブルなどの御相談を承っております。</p> <p>医療整備課で受けました「性的指向や性自認」に関しての御相談は、平成28年度は1件、平成29年度は2件、平成30年度（7月末）は0件となっております。</p> <p>医療安全相談窓口(医療安全支援センター)として、強制力を持った命令などはできませんが、相談者の希望や相談内容によって</p>	平成 30 年度予算額	平成 31 年度予算額	545, 860	555, 010	<p>△－B</p> <p>「差別的取り扱いを解消」する取り組みとなっているかどうか、回答からは判断できない。</p> <p>医療機関など公共サービスの場での実態を確認し、今後の取り組みを検討する。</p>
平成 30 年度予算額	平成 31 年度予算額					
545, 860	555, 010					

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2) 性的指向や性自認（性同一性障害を含む）に関する正しい理解を進めるため、企業や一般向けの啓発活動を強化・推進すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>各種インフラや制度の整備を進めていく際に、各種制度が趣旨にそって正しく運用されるためには、県内全体の理解促進が非常に重要である。</p>	<p>は、当該医療機関に対して相談者の要望や苦情の声をお伝えしています。</p> <p>医療機関に相談者からの苦情等を伝えることは、結果として、医療機関側に対し、「性的指向や性自認」の理解を深める機会になると考えておりますことから、引き続き取組を進めてまいります。</p> <p>県民生活部人権推進課</p> <p>県では、県職員と市町村職員のLGBT相談員やLGBTに携わる職員を対象に、性的指向や性自認に関する研修を実施しています。</p> <p>県民生活部人権推進課</p> <p>県が主催する企業人権担当者研修会において、「性的指向・性自認（性同一性障害を含む）」についてもテーマとしています。</p> <p>また、性的指向や性自認（性同一性障害を含む）に関する県民の理解を進めるための県民講座を開催しています。</p> <p>さらに、性的少数者に関する内容を掲載した啓発冊子を作成しております。この啓発冊子は県のホームページからダウンロードすることができます。</p> <p>産業労働部雇用労働課</p> <p>性的指向や性自認に関する企業における対応については、現在のところ、国による指針等は示されていませんが、行政における対応等が報道でも取り上げられ、差別を防止するための取組が課題になっていると認識しています。</p> <p>まずは、先進自治体の情報等を集め、全ての人が働きやすい職場環境づくりを目指し、性的指向や性自認に関する差別を防止するため、周知・啓発を進めていきます。</p>	<p>△－B</p> <p>企業、県民への啓発活動は、引き続き充実させていく必要があると考える。</p> <p>今後の進捗を確認していく。</p>